

(株)インターサポート プログラム約款（お申込みいただく前に、必ずお読みください。）

基本約款

第1条（約款）

申込み者は、当基本約款及び該当する個別約款を承諾の上、(株)インターサポート（以下ISPTといいます）に対し、ISPT留学プログラム、ISPTセレクトプログラム、ISPTワーキングホリデープログラムに含まれる各種サービス（以下留学プログラムといいます）を申込みます。当基本約款に加えて、申し込む留学プログラムにより各プログラムの個別約款から該当するものが適用されます。（以下基本約款と該当する個別約款を合わせて「約款」といいます）

第2条（契約の申込みと成立）

この約款における申込みとは、申込み希望者がISPTにこの約款に基づく所定の留学プログラム申込み書を作成・提出し、かつ第6条(1)に基づく留学プログラム費用(手配料)を支払い、ISPTにおいてその申込み書の提出及びプログラム費用の支払いを確認したときをいいます。

第3条（拒否事由）

ISPTは、この約款に基づく各プログラムの申込みがあったときにおいて、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申込みをお断りすることがあります。

- (1)日本での学業成績がISPTの定める評定平均値に達していないとき等、申込み者に留学に適した条件が備わっていないとISPTが認めたとき。
- (2)申込み者が未成年である場合又は学生の場合に、留学について親権者（両親等）の同意がないとき。
- (3)申込み者が希望する留学先の定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかとなとき。
- (4)申込み者が希望する留学先・留学時期の申込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。
- (5)過去の既往症又は現在の心身の健康状態が留学に不適切であるとISPTが認めたとき。
- (6)その他、ISPTが不相当と認めたとき。

第4条（プログラムの範囲）

ISPTは、この約款に基づいて、以下に明記された申込み者の希望する留学先に対する留学申込み手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込み者の希望する留学先への合格、又留学先での課程修了等を請け負ったり、その他留学中あるいは、留学修了後の申込み者に対して何ら保証を行うものではありません。

このプログラムに含まれるサービスあるいは制度は次のとおりです。

(1)各種手続きの代行

- ①入学手続き
 - 各留学プログラムの個別約款に定められた入学の手続きを代行します。
- ②滞在先手続き
 - 留学する際の寮・ホームステイ先の申込み手続きを代行します。但し、申込み者の希望により入寮又はホームステイをしない場合、もしくは留学先学校が寮などの滞in施設を持たないとき等、申込み手続きができない場合は、この申込み手続きの代行は行いません。アパート等、寮・ホームステイ先以外の申込み手続きの代行は行いません。ISPT大学進学プログラムの条件付き入学に申し込む場合は、手続き代行可能な語学コース中の滞在先については申込みの手続きを代行しますが、希望留学先学校に正式入学した後の滞在先の手配は、申込み者が現地にて行うものとします。
 - 学校によっては、出発日以前に寮又はホームステイ等の滞在先の住所・部屋番号がわからないところもあります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合があります。
 - ISPTの責によらない事由で滞在先が確保できない場合には、ISPTは一切の責任を負いません。
- ③フライト手配手続き
 - ISPTでは、責任を持って留学手続きを行うために、成田空港又はその他の日本国内の出発空港から留学先学校の最寄り空港までの航空券を手配します。参加者がフライト手続きのみを切り離す事は、原則としてできません。尚、関係機関等の判断で、留学希望国への査証(ビザ)が不許可になったり、入国を拒否されたり、強制送還されたり、又、参加者が個人で査証(ビザ)申請及び航空券を手配された場合には、ISPTは一切の責任を負いません。
 - 満席等の事由により希望する便の航空券が手配できない場合は、出発日、出発空港、又は利用する航空会社等を変更していただく場合があります。ISPTの責によらない事由で航空券が手配できなかった場合には、ISPTは一切の責任を負いません。
- ④留学費用の支払い
 - 留学先学校等への留学費用(第6条(3)参照)の支払い手続きを代行します。但し、ISPT大学条件付進学プログラムの条件付き入学は、原則として語学コースのみ、当該手続きの対象となります。所定の納付期日までに、所定の方法で入金してください。学校によっては、授業料・部屋代・食費等を事前に送金する場合と学校到着後に支払う場合があります。
- ⑤海外留学生保険加入手続き
 - 海外留学生保険の加入手続きを行います。通常、アメリカの大学・短期大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け入れている学校では、留学生に保険の加入を義務付けています。海外留学生保険にはぜひ加入されるよう、お勧めします。尚、保険料は別途料金となります。
- ⑥パスポート申請書類
 - 希望者にはパスポート申請書類を別途料金にて作成します。但し、パスポート申請時及び受理時は、申込み者本人が所轄官庁へ出向かなければなりません。
- ⑦査証(ビザ)取得手続き
 - 留学先で査証(ビザ)が必要となる場合、希望者には申請書類作成又は、代理申請を別途料金にて行います。渡航予定日まで十分な時間がない場合は、査証(ビザ)の代理申請ができない場合もあります。又、査証(ビザ)の代理申請は査証(ビザ)の取得を保証するものではありません。
- ⑧必要書類の翻訳・タイプ代行
 - 留学手続きに必要な書類(第5条参照)の作成にあたって、指定された言語での書類が申込み者において用意できない場合は別途料金にて翻訳します。
 - 又、希望者には入学申込みに必要なエッセイのタイプ打ちを別途料金にて行います。
 - 翻訳料およびタイプ料は、第6条(4)項に定めるとおりです。

(2)オリエンテーション(安心フルサポートにお申込みの方のみ)

ISPTでは、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方等を紹介した小冊子の配布、担当カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「海外生活準備講座サポート・サポート」、出発直前の「最終オリエンテーション」等を行います。

(3)ISPT緊急時対応

病気、ケガ、盗難はお入りいただいた保険会社の 24 時間サポートへご報告ください。安心フルサポートにお申込みの方には留学中の不慮の事態に対して日本語でアドバイスする 24 時間電話サポートがあります。現地サポート(別料金)をつける場合は現地サポート先でサポートを受け付けています。

現地サポート先では適切なアドバイスを致しますが、ISPTは内容の保証をするものではありません。

第5条（必要書類）

留学手続きに必要な書類は、ISPTより別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。指定された書類は、必要事項を指定された言語にて記入の上、必ず指定の期日までにISPTの担当カウンセラーまでお送りください。

第6条（諸費用）

- (1)安心サポート料
 - 各留学プログラムの個別約款に定める入学手続き代行費用又は選定手続き費用をお申込み時にお支払いいただきます。又、滞在先手続き費用、空港出迎え手続き費用、海外送金手続き費用等の諸手続き費及び国際通信費等の手数料は残金請求の際にお支払いいただきます。各留学プログラム費用には出願料、授業料、滞在費等の留学費用は含まれていません。又、下記にあげる費用等も含まれていません。
 - ①すべての旅行に関する費用
 - ②渡航手続き諸費用(パスポート取得費用、査証取得費用、出入国書類作成費用等)
 - ③個人的な諸費用(小遣い、買物代、電話代等)
 - ④緊急時の通信費及び事務経費
 - ⑤出発後の学校変更や学部入学後のカウンセリング及びケア
 - ⑥変更手数料(後述第7条に基づく)
- (2)エクスプレスサービス料
 - 申込み日から 1 ヶ月以内に出発される場合または申込み日から学校が定める申込み締切日までが 1 ヶ月を切っている場合、エクスプレスサービス料として 11,000 円を申し受けます。但し、エクスプレスサービス料は、留学希望先への入学を保証するものではなく、当該教育機関の決定によって入学が認められなかった場合も、一切返金しません。

(3)留学費用

ISPTでは出願料、滞在申込金等、入学手続きに必要な費用、留学先学校での授業料及び入学登録料、入寮予約金、部屋代、食費、航空料金、空港出迎え料(必要かつ可能な場合のみ)、その他留学期間中に必要となる費用(以下留学費用といいます)については、学校等からISPTに送られた資料に基づいて算出し、申込み者に請求します。又、留学費用は学校、航空会社その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(4)その他の諸費用

以下にあげる費用は、上記(1)～(3)の費用には含まれません。申込み者の利用希望や必要に応じて、別途請求します。

- ①海外旅行保険料
- ②パスポート申請書類作成料及び査証(ビザ)申請書類作成料
 - パスポート申請書類作成料
 - 査証(ビザ)申請書類作成料…別紙「ビザ料金表一覧」参照
- ③海外送金用小切手作成時又は海外送金時に必要となる銀行手数料
- ④必要書類の翻訳・タイプ代行が必要な場合、翻訳料、タイプ料
 - 翻訳料 和文→英文(一通あたり)
 - 預金残高証明書
 - 卒業証明書
 - 成績証明書
 - 雇用予定証明書、雇用証明書
 - 戸籍抄本
- ⑤宿泊費
 - スケジュールの関係上、出発地、途中経由地や現地にてホテル等の宿泊施設に宿泊することがあります。その場合は、宿泊予約は原則としてISPTが行いますが、その宿泊にかかる費用は申込み者の負担となります。
- ⑥緊急連絡費
 - 緊急を要する場合、留学先等との連絡に国際電話、ファックス等を使用することがありますが、当社に責がある場合を除いて、この費用は申込み者の負担とします。

第7条（変更手数料）

- (1)申込み者の都合により、次に定める現地研修機関へ依頼を要する申込み内容変更の場合には、各プログラムの個別約款に定める変更手数料が必要です。書面にて変更の旨をISPTまでお知らせください。書面を受け取りました時点で正式の変更として取り扱います。尚、電話での変更はできません。
 - ①申込み者の都合で現地研修機関を変更する場合
 - ②申込み者の都合で希望したコース開始日、コース期間、コース内容、滞在先を変更する場合
 - ③申込み者の都合で出発を保留にする場合
- (2)留学を保留される場合、ご希望により書面にて保留通知を受領後、受領日から1年間保留扱いにすることができます。この場合は、書面にて変更通知をお送りいただき、変更手数料を変更時にお支払いください。保留期間中に次回の出発日を決定していただけますが、決定しない場合には後述第12条に基づき解約したものとします。
- (3)留学手続きをした結果、第13条(1)①②③に定める事由によって留学が不能になった場合において、申込み者が留学条件を変更して再度留学手続を行うことを希望したときは、ISPTは本条の変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続を行います。

第8条（為替変動）

留学費用ならびにその他の費用をISPTが代行して海外に支払うにあたってはISPT所定の為替レートにて決済を行います。海外への支払いは学校への口座送金、あるいは銀行小切手にて行い、為替変動による差額の精算はしません。又、申込み後に取り消された場合に学校から留学費用の返金がある時は、受領後にISPTが日本円に換算する時の為替レートにて決済を行います。

(株)インターサポート プログラム約款（お申込みいただく前に、必ずお読みください。）

第9条（留学費用等の支払い等）

第6条と第7条に定められた、留学費用などの支払いは、必ず指定された期日までに所定の方法で入金してください。指定の期日までに入金されない場合、留学手続を停止したり希望の出発時期までに留学手続が完了できなくなる場合もあります。又、ISPTの責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、必要な差額をお支払いいただきます。

第10条（申込み後の取り消しと返金）

申込み後に留学の手続きを取り消す場合は、各プログラムの個別約款に定められた規定に基づき返金の手続きを行います。返金がある場合、送金手数料は申込み者の負担とします。また、申込み学校先に対するキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料等、申込みの取り消しに伴い発生する費用及び損失については申込み者の負担とし、ISPTがこれを立替え払いしたときは申込み者は相当する費用をISPTに支払うものとします。

第11条（各種手続きの継続ができない場合）

指定の期日までに必要な書類あるいは費用が送付・入金されない場合など、ISPTの責によらない事由により各種手続きの代行ができなかった場合、既にISPTに支払い済みの費用等は一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、申込み学校に対するキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料等の費用及び損失は申込み者が負担するものとします。

第12条（ISPTからの解約）

申込み者に次の定める事由が生じた場合、ISPTは催告の上この約款に基づくプログラム契約を解約することができるものとします。この場合は、所定の取消料（入学手続き代行費・選定手続き費）及び手続き状況により、諸手続き費（滞在先手続き費、空港出迎手続き費、海外送金手続き費）と手数料（国際通信費、変更手数料等）を申し受けます。

- ①指定された期日までに、第5条に定める必要な書類が送付されないとき。
- ②指定された期日までに、第6条及び第7条に定める必要な費用の支払がされないとき。
- ③申込み者が行方不明、又は一ヶ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- ④申込み者がISPTに届け出た、申込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。
- ⑤参加者がISPTにあらかじめ明示した性別、年齢、資格等の条件を満たしていないことが判明したとき。
- ⑥参加者が病気その他の事由により留学に耐えられないと判断したとき。
- ⑦参加者又は保護者（関係者を含む）が、他の参加者に迷惑を及ぼし、又は義務の円滑な運営とプログラムの実施を妨げるおそれがあると判断したとき。
- ⑧天災地変、運輸機関等における争議行為、官公署の命令、その他ISPTの管理できない事由により、プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれが大きいと判断したとき。
- ⑨その他、ISPTがやむを得ない事由があると認めたとき。

上記④⑤⑥⑦⑧⑨の理由により、ISPT又は現地研修機関において必要と判断した場合は、留学中においても、参加者の責任と費用負担において、本プログラムから離れていただくよう指示する権利を留保します。

第13条（免責事項）

(1)次に例示するようなISPTの責によらない事由により、申込み者が留学できなかった場合、留学希望先への正式入学ができなかった場合、又は出発日時が変更になった場合は、ISPTは一切の責任を負いません。従ってこの場合でも所定の入学手続き代行費用・選定手続き費用・諸手続き費用（滞在先手続き費用、空港出迎手続き費用、海外送金手続き費等）及び手数料（国際通信費、変更手数料等）を申し受けます。

- ①申し込んだ学校、コース等が定員に満ちていて入学できなかった場合。
- ②希望滞在施設が定員に満ちていて希望滞在施設に入れなかった場合。
- ③通信又は学校側の事情によりISPTの諸手続き書類が現地に到着しなかった場合、又入学許可書が期日までに届かず出発ができなかった場合。
- ④現地研修機関の理由（入学基準の変更等）で入学又は参加が不可能になった場合。
- ⑤日本における学業成績等が希望現地研修機関の入学レベルに達せず入学不許可になった場合、あるいは英語力が一定の水準に達する事ができない、又はその他の条件（出席日数、学業態度等）で、学部入学ができなかった場合。
- ⑥申込み者がパスポート又は査証（ビザ）を取得できず、又は渡航先国に入国拒否された場合。
- ⑦査証（ビザ）取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- ⑧天災地変、戦争、ストライキ、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力による場合。
- ⑨官公署の命令、出入国規制又は伝染病による隔離。
- ⑩参加者が事前に希望する学校とISPTが選定した学校が合致しない場合。
- ⑪現地研修機関のミス、交通事故、郵便事情、官公署の命令等のやむを得ない事由によって、手続きが指定日までに完了しなかったり、入学許可証が査証（ビザ）手続きに必要な日数までに到着しなかった場合。
- ⑫食中毒。
- ⑬盗難。
- ⑭本人の事情によりローンが実行されず、手続きの継続が不可能とされる場合。

(2)渡航後は留学生個人の責任において行動するものとし、法令、公序、良俗もしくは現地留学機関の規則等に違反した場合、損害等は留学生個人の負担となり、ISPTは一切の責任を負いません。留学中のスポーツ等による事故は留学生本人の責となり、又、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、本人の責において加入手続きを行います。

(3)参加者が病気、傷害その他の理由で、医師の診断、治療が必要とISPT又は現地研修機関が判断した場合、保護者の同意があるものとして、必要な医療処置をとることができます。この判断について、ISPT及び現地研修機関は一切の責任を負いません。又、これに要する費用は、すべて参加者の負担とします。

(4)ISPT、現地研修機関、その他プログラムに関係する全てのスタッフ及びホストファミリーは、参加者の故意又は過失によって損害を被ったときは、その参加者から損害の賠償を申し受けます。

第14条（損害の負担）

ISPTは、ISPTの責によらない事由により申込み者が何らかの損害を受けた場合、又、申込み者が本約款を理解しないことによって生じるいかなる精神的、物質的損害に対しても、ISPTは一切の責任を負いません。

第15条（授業内容等の変更）

ISPTでは、留学先学校等からISPTに送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、留学先学校等の事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更について、ISPTは一切の責任を負いません。

第16条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第17条（裁判管轄）

本約款に関する訴訟については、仙台地方裁判所のみを専属裁判所とします。

第18条（発効期日）

本約款の内容は、2014年4月1日以降に申し込まれるすべてのプログラム申込み契約に適用されます。

留学プログラム個別約款

ISPT留学プログラムに申し込む場合、基本約款の第1条から第18条までのすべての条項に加え、以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条（コースの種類）

語学留学、大学・専門学校留学、高校留学

第2条（プログラムの範囲）

入学願書を作成し留学希望先学校に入学願書と必要書類を送り、入学許可があった場合に入学許可証を取り寄せ、入学申込みの手続きを代行します。

第3条（諸費用）

それぞれのパンフレットに記載のプログラム料金をご参照ください。

第4条（変更手数料）

申込み者の都合により留学先、出発日、留学期間、コース、滞在先などの留学条件を変更する場合には、変更手数料が必要です。（出発後も適用となります。）

- (1)語学留学の変更
 - お申込み後の学校の変更料:¥10,800
 - お申込み後の出発日、授業時間数、授業期間、ホームステイ・寮・アパート等の滞在期間、滞在先の変更料:¥5,400
- (2)大学・専門学校留学、高校留学の変更
 - お申込み後の学校、入学日、コースの変更料:手配料の50%
 - お申込み後の出発日、授業期間、ホームステイ・寮・アパート等の滞在期間、滞在先の変更料:¥10,800～手配料の50%

また、変更時期によりエクスプレスサービス料、学校・現地オフィス等の変更料、航空券変更料、ビザ申請料、海外送金手数料などが加算適用されます。留学希望先学校への手続き締め切り日が近接している場合などは、留学条件を変更できないことがありますので、担当カウンセラーへご相談ください。

但し、パンフレットに別途記載のある場合にはそれを有効とします。

第5条（申込み後の取消しと返金）

お申込み後に、お客様の都合により申込みをお取消しになる場合下記の手数料が必要です。ご入金いただいていた金額より手数料等を差引いた金額が返金されます。但し、ご入金いただいていた金額が取消料に足りない場合には差額を徴収いたします。海外からの返金には日数がかかります。ご了承ください。

- (1)語学留学の取消し
 - 申込み後:取消手数料の¥38,500～¥66,000をお引きした金額を返金します。
 - 出発日以降の取消し:返金は一切いたしません。
- (2)大学・専門学校留学、高校留学の取消し
 - 申込み後～出発日より32日前の取消し:取引手数料として手配料の50%をお引きした金額を返金します。
 - 出発日より31日前～出発日前日の取消し:取消手数料として手配料の80%をお引きした金額を返金します。
 - 出発日以降の取消し:返金は一切いたしません。

取消手数料には学校・現地オフィス等の取消手数料や航空券取消料、ビザ申請料、海外送金手数料等が加算適用されます。但し、パンフレットに別途記載のある場合にはそれを有効とします。また、申込後の安心フルサポート料の返金は一切できません。

ワーキングホリデープログラム個別約款

ISPTワーキングホリデープログラムに申し込む場合、基本約款の第1条から第18条までのすべての条項に加え、以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条（コースの種類）

ワーキングホリデービザの取得をし、出発から1年以内に帰国するもの。

第2条（プログラムの範囲）

ワーキングホリデービザ取得案内、語学学校入学手続き、ISPTで手配可能な滞在先の手配を代行いたします。

第3条（諸費用）

それぞれのパンフレットに記載のプログラム料金をご参照ください。

第4条（変更手数料）

(株)インターサポート プログラム約款（お申込みいただく前に、必ずお読みください。）

<p>申込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間などの留学条件を変更する場合には、変更手数料が必要です。（留学出発後も適用となります。）</p> <p>お申込み後の学校の変更料:¥11,000</p> <p>お申込み後の出発日、授業時間数、授業期間、ホームステイ・寮・アパート等の滞在期間、滞在先の変更料:¥5,500</p>

<p>第5条(申込み後の取り消しと返金)</p> <p>申込み後:取消手数料の¥38,500をお引きした金額を返金します。</p> <p>出発日以降の取消し:返金は一切いたしません。</p> <p>取消手数料には学校・現地オフィス等の取消手数料や航空券取消料、ビザ申請料、海外送金手数料等が加算適用されます。但し、パンフレットに別途記載のある場合にはそれを有効とします。また、申込後の安心フルサポート料の返金は一切できません。</p>

<p>セレクトプログラム個別約款</p> <p>ISPTセレクトプログラムに申し込む場合、基本約款の第1条から第18条までのすべての条項に加え、以下に定める事項も合わせて適用されます。</p>

<p>第1条(コースの種類)</p> <p>セレクトプログラムとは、以下第3条(1)にかかる料金を円建てにて表示したものをいいます。申込み成立後、入学願書を作成し留学希望先学校に入学願書と必要書類を送り、入学許可があった場合に入学許可証を取り寄せ、入学申込みの手続きを代行します。主催旅行ではありません。</p>
--

<p>第2条(契約の申込みと成立)</p> <p>本約款における申込みとは、申込み希望者がISPTにこの約款に基づく所定の留学プログラム申込書を作成・提出し、かつ申込金プログラム費用を支払い、ISPTにてその申込みを受理・確認したときにいいます。申込金 35,000 円は本コース費用の一部として充当されます。</p>

<p>第3条(諸費用)</p> <p>(1)本コースに含まれる費用</p> <ul style="list-style-type: none">出願料、滞在中申込金など入学代行手続きに必要な費用 授業料及び入学登録料 入寮予約金、部屋代、所定の食費 手続き代行手数料 <p>(2)本コースに含まれない費用</p> <p>①交通費</p> <ul style="list-style-type: none">日本より現地までの往復航空券代金 現地での到着及び発着空港より滞在先までの往復の交通費(パンフレットに記載の場合は除く) 現地での滞在先より学校までの往復の交通費 <p>②海外旅行傷害保険</p> <p>③現地学校で個別に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">課外活動費(アクティビティ費/エクスカーション費) 教材費 <p>④現地生活において個別に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">リネン費(タオル・シーツ洗濯代等) 現地にて日常生活の上で所定の食費以外の必要経費 <p>⑤査証(ビザ)申請料金及び代理申請料</p> <ul style="list-style-type: none">査証(ビザ)申請書類作成料及び代理申請料・・・別紙「ビザ料金表一覧」参照 <p>⑥緊急連絡費</p> <p>緊急を要する場合、留学先などの連絡に国際電話、ファックス等を使用することがありますが、当社に責がある場合を除いて、この費用は申込み者の負担とします。</p>
--

<p>第4条(変更手数料)</p> <p>申込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間などの留学条件を変更する場合には、変更手数料が必要です。（留学出発後も適用となります。）</p> <p>お申込み後の学校の変更料:¥11,000</p> <p>お申込み後の出発日、授業時間数、授業期間、ホームステイ・寮・アパート等の滞在期間、滞在先の変更料:¥5,400</p> <p>また、変更時期によりエクスプレスサービス料、入学や滞在申請料、航空運賃変更料が加算適用されます。留学希望先学校への手続き締め切り日が近接している場合などは、留学条件を変更できないことがありますので、担当カウンセラーへご相談ください。</p>

<p>第5条(申込み後の取り消しと返金)</p> <p>申込み後:取消手数料の¥35,000をお引きした金額を返金します。</p> <p>出発日以降の取消し:返金は一切いたしません。</p> <p>取消手数料には学校・現地オフィス等の取消手数料や航空券取消料、ビザ申請料、海外送金手数料等が加算適用されます。但し、パンフレットに別途記載のある場合にはそれを有効とします。また、申込後の安心フルサポート料の返金は一切できません。</p>

<p>その他留意事項（必ずお読みください。）</p> <p>★ ホストファミリーについて ★</p> <p>(1)ホストファミリーの決定:ホストファミリーは出発の5～7日前(遅くても前日まで)に連絡します。但し、申込み者のさまざまな条件(アレルギーや喫煙の有無等)や、現地の事情により決定が遅れた時など、出発までに案内できない場合もあります。一度通知されたホストファミリーが変更になる場合もあります。又、受け入れ家庭の都合で2軒以上のホストファミリー宅に滞在する場合もあります。いずれの場合もそれぞれのホストファミリーがプログラムの趣旨を理解・賛同して皆様を迎えてくれる事に変更ありません。</p>

<p>(2)ホストファミリー宅の通知内容:現地よりホストファミリーの通知が届き次第、ホストファミリーの氏名、住所、電話番号等を記載したホストファミリー通知書を送付します。ホストファミリーのプライバシー尊重の為、お知らせできる情報が限られる場合もありますので、予めご了承ください。</p> <p>(3)ホストファミリー:受け入れ家庭にはいろいろなタイプの家庭があります。両親の揃った家庭もあれば、片親だけの場合もあります。共働きの若い夫婦であったり、リタイヤした老夫婦であったりします。子供がいる場合、そうでない場合等。又、特に海外においては人種も、白人、黒人、アジア系、南米系等さまざまです。宗教についても各国・各家庭によって違います。しかしながら、ホストファミリーが好意で皆様を迎えてくれる事に変更はありません。家族構成や人種、宗教、職業等の希望を出す事はできません。通知したホストファミリーのデータ(家族構成・人種等)を理由とした取り消しはお客様の都合による取り消しとします。</p> <p>(4)ホストファミリーの変更(申込み者の希望):申込み者の一方的な希望によるホストファミリーの変更はお受けできません。</p> <p>(5)ホストファミリーの変更(現地の事情):現地の家庭が参加者の受け入れを一度決定した後でも、家庭内の不慮の出来事や家族の病気、又は天災等やむを得ない事情により滞在をお断りすることがあります。この場合には受け入れ家庭を変更したり、やむを得ずホテルや学生寮に滞在する場合があります。</p>

<p>★ ホームステイ・寮滞在中の禁止事項 ★</p> <p>(1)タバコ/酒:未成年者の喫煙/飲酒は絶対禁止です。喫煙/飲酒した場合には、滞在できなくなったり直ちに帰国していただく場合もありますので、ご注意ください。</p> <p>(2)車:学校が許可していない場合の車やオートバイの運転は厳禁です。</p> <p>(3)ホストファミリーの許可なしに、友達を家に誘ったり、食事に招いたりできません。</p> <p>(4)ホストファミリーの許可なしに、異性を自分の部屋に入室させることはできません。</p>
--

<p>★ ドミトリー・レジデンス・寮について ★</p> <p>入退寮時間や食事時間、喫煙・飲酒等について規則があります。入寮時によく説明を聞いて、規則は必ず守ってください。わからないことは必ず確認してください。自由と責任について明確な考え方を持つ外国では規則に違反した場合、退寮、退学処分等、厳格な対応がなされることがあります。この場合の滞在費、授業料等の費用の返金・払い戻しは一切行いません。</p>

<p>★ 現地受け入れ機関による契約解除 ★</p> <p>参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムや学校の円滑な運営を妨げると判断される場合は、受け入れ機関又は受け入れ家庭が滞在中をお断りすることがあります。又、学校等の規律を守らない場合や無断欠席をした場合も同様に以後の授業への出席をお断りすることがあります。いずれの場合も滞在費、授業料等の返金・払い戻しは一切行いません。又、ホームステイに変えてホテル滞在中になった場合のホテル代等の追加費用は本人の負担とします。</p>
--

<p>★ その他 ★</p> <p>(1)現地で生じた問題は受け入れ機関の担当者、アドバイザー、ホストファミリーなどに相談して必ず現地で解決するようにしてください。特に、受け入れ家庭で起きた問題はお互いの理解不足、コミュニケーション不足に起因することが多い為、滞在中に現地受け入れ機関の担当者などの助けを借りて解決するようにしてください。</p> <p>(2)現地にてアパート等の不動産契約や、車購入等の場合は、条件をよく確認してから契約してください。契約は個人の責任において行うものとし、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(3)パスポート・航空券の保管、その他貴重品は各参加者自身で管理、保管してください。パスポート、航空券の盗難、紛失の場合、当社の判断により必要に応じて在外関係機関・航空会社へ連絡、その他必要な手続きをとる事があります。この場合、当社に盗難、紛失の原因がある場合を除いて、連絡・手続き等に要する通信費、宿泊費、幹旋費用、当社の手続き費用の一切は本人の負担となります。又、手続き等のために新たに購入する航空券の代金も本人負担となります。</p> <p>(4)交通機関のスケジュール変更や遅れなどの場合、必要に応じて在外関係機関・航空会社などへ連絡、その他必要な手続きをとる事があります。この場合、当社に責がある場合を除いて、連絡・手続き等に要する通信費、宿泊費、幹旋費用、当社の手続き費用の一切は本人の負担となります。又、手続き等のために新たに購入する航空券の代金も本人負担となります。</p>
--